

第7回太良町議会（臨時会第4回）

令和3年11月29日

議 案

令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）

会期（案）

会 期 令和3年11月29日 1日限り

令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）

議事日程

11月29日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案一括上程 町長提案 議案第68号～議案第70号 町長の提案理由の説明
日程第 4	議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提 出 議 案 目 録

議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記のとおり

令和3年11月29日

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第68号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の 一部を改正する条例（案）

（太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

第1条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、
「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、
「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第69号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、
議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

町長等の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を
改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

（町長等の諸給与条例の一部改正）

第1条 町長等の諸給与条例(昭和31年太良町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第70号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和4年4月1日から施行する。